

第十五回国会 衆議院 電 気 通 信 委 員 会 議 録 第 十 号

昭和二十七年十二月十三日(土曜日)
午前十一時十六分開議

出席委員

委員長 橋本登美三郎君
理事 中村 梅吉君 理事 有田 喜一君
理事 松前 重義君 理事 原 茂君
岩川 與助君 羽田武嗣郎君
松村 光三君 中曾根康弘君
松井 政吉君 三輪 壽壯君
阿部 五郎君 山田 長司君

出席國務大臣

郵政大臣 高瀬莊太郎君

出席政府委員

郵政事務官 長谷 慎一君
(電報監理局長)
郵政技官 庄司 新治君
(大臣官房電氣通信監理官)
委員外の出席者 専門員 吉田 弘苗君
専門員 中村 寅市君

十二月十一日

電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)同日

立川電報電話局舎新築等に関する請願(並木芳雄君紹介)(第七五七号) 釧路市にテレビジョン放送設置に関する請願外一件(伊藤郷一君紹介)(第七五八号) の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

電話設備負担臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件(内閣提出、承認第一号)
電氣通信事業に関する件

○橋本委員長 これより開会いたします。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件の議題とし、本件を討論に付します。討論の通告があります。羽田武嗣郎君。

○羽田委員 私は自由党を代表しまして、この承認を求める件について賛成の意を表するものであります。賛成はいたしますが、この際ただ一言、私は今後の放送当局に、また政府当局に注意を喚起いたさなければならぬと存するのであります。

昨日自由党の松村委員からある御質問をなさった通りに、この施設費を考へましても、さしたつて五十万ドルの外貨を使用するというような情勢であります。はたしてこの五十万ドルで、世界の進進につれての理想的な施設ができるかどうかということとは、私も非常に疑問に思つておるのであります。従ひましてなお多額の外貨をこのために輸出しなければならぬといふに考へて、わが国の経済の現状から非常に心配をいたしておるのであります。さきにすでに許されたところの日本テレビもございまして、またさらに引續いて、東京放送もこの免許を申請しようというやうな情勢であります。こういうものが幾つも競合い

たして行くということになりますと、この外貨は莫大な数字に上りはしないか。しかもいずれも中途半端で、充実にしたところのテレビの完成を見ることのできなないやないかということ、非常に心配をいたしておるものであります。さらにさういつた経済的な立場ばかりでなく、フイリツピンその他の賠償問題等も目前に控えておるのであります。それらの国民感情を相当刺激することは、日本当局が今後東南アジアに伸びて行かなければならぬ、経済的にも精神的にも相提携しなければならぬといふ際にあたりまして、日本がこういつたぜいたくな施設を幾つもやるということが、彼らに相当の刺激を与えることを非常に心配をいたすものであります。さらに国民大衆の面から考へましても、今度のNHKによつて、受信料が二百円、片一方の日本テレビは、広告収入によるがゆゑにゼロであるとは申しませんが、日本テレビの施設をいたした人も、結局ダイヤル一つまわせばNHKのテレビを受信することを得るわけでありまして、おそれるこの機械設備をした者は、日本テレビは無料と考へながらも、実は二百円の受信料を払わざるを得ないだらうと思ふのです。そういう意味から言ひましても、今後テレビが大いに普及いたされなければならぬにもかかわらず、片方はただでやる、片方は二百円でやるといつて、いかにもただが安易に見えても、実質的には二百円の受信料を国民大衆に負担をさせるこ

とになるのであります。私はその意味において、テレビの普及を阻害することを非常に心配いたすのであります。そういうことから考へまして、私はこの政府案に賛成はいたしまして、が、今後の実際の実施にあたりましては、日本テレビとNHKのテレビが、ほんとうに虚心坦懐に話し合つていいのじやないか、従来よく官の放送であるとか、民間放送であるといふやうなことで、官民の差別をつけられておるやうであります。さういつた相当の金がかかり、しかも新しい時代に普及すべきものについては、官も民もなく、またこれは国会において法律の建前で幾らでも改正もできるのでありますから、私は日本テレビ並びにNHKが、虚心坦懐に話し合う必要があると思ふ。私は直接ではありませんが、聞くところによりますと、すでに許可されたところの日本テレビの正力さん、このテレビが國家のためにほんとうに充実に行くやうに、NHKの皆さんも一緒になつて、そして最小の経費で最大の効果を上げて、世界に負けないやうな方向に進むことについて、自分も今までの一切の立場を捨ててかかろうといふやうなことを表明されたやうに伝聞しておるやうな次第でありますので、これはわれ／＼が承認するにあつた注文であります。が、承認になれば、NHKも日本テレビも許可になるわけでありまして、私はこの実施にあたりましては、ひとつ官民という過去における法制的意識から

離れて、この貧乏困の日本が、ほんとうに充實したところのものをつくるために、両方の当事者が一対一でほんとうに真剣に話し合ひをする、政府もまたこれを指導いたしまして、先ほど述べましたやう／＼の条項にかんがみ、大衆のためにも、一本化いたしました。たとへば二百円とゼロを合せて百円の受信料ということになれば、国民大衆の負担は百円だけ減るということになります。さういつたやう／＼な点から考へまして、政府もほんとうにこの二つのものを一つにする努力をしていただきたい。またNHKも日本テレビも、遅れておるところのものをとりもどすために、ひとつ虚心坦懐に一緒になつて、そして施設を充実に、国民大衆の負担も軽くし、かつまた外國の感情、あるいは日本経済の現状に對して即応する態勢をとつていただきたいといふ注文を特に申し上げ、政府並びにNHK、日本テレビの当事者に對しまして、重大なる注意を喚起いたしまして、私はこれに賛成の意を表する次第であります。

○橋本委員長 有田喜一君。

○有田(憲)委員 私は改進黨を代表いたしまして、ただいま議題となつておりますところの放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求める件について、賛成の意を表するものであります。

すなわち本件は、日本放送協会がテレビジョン放送事業を行わんとするものであつて、郵政大臣がこれに免許を

与うることを前提とするものであります。日本放送協会がテレビジョン放送事業を行うという事は、放送法の趣旨、建前に合致しております。そしてわが国の放送政策上から見まして、きわめて適当と認められ、また事業計画、予算収支など、その内容もおおむね妥協と認められるからであります。本件が国会の承認を得た上は、郵政大臣はすみやかに日本放送協会に免許を与えられ、放送法の建前であるところの公共企業体、民営、その趣旨に合致するように監督指導に当られんことを、私は特に切望するのであります。

今羽田委員からの御意見にありましたが、われ／＼改進黨といたしましては、あくまで放送法、電波法等の建前、趣旨をくずさないことを、強く要望するものであります。そうして国民の文化財であるところのテレビジョンが、できるだけ早く全国に普及するように、郵政大臣は適切な監督指導に当られんことを要望してやまないものであります。また日本放送協会も、公共企業体としての使命を十分に自覚されまして、一段と技術の研究に励まれ、するとともに、現有の放送施設及び機能を活用して、テレビジョン放送の運営に要する経費をできるだけ軽減されて、国民の負担を最小限度にとどめられ、同時にテレビジョン放送は、標準放送とその対象を異にする関係上、経理の面におきましても両者を明確に区分されまして、受信料金の適正を期せられんことを要望する次第であります。またその番組も、健全明朗で、わが国民の文化水準の向上に寄与せられるように編纂されんことを、私は特に

切望するのであります。どうか郵政大臣は、放送法の建前、その趣旨にのっとり、テレビジョン事業のすみ／＼発展するように、適切な監督指導に当られんことを重ねて強く要望いたします。私の討論を終る次第であります。

○樺本委員長 松井政吉君。

○松井委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつております放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件につきまして、ただいま申し上げる理由と、若干の条件を付して賛成をいたします。

理由といたしましては、日本にテレビジョン放送を行おうとするに際しては、御承知のように長い間、前国会においても議論をして来たところであります。その際に、公共的な立場でテレビジョン放送を行うことが妥協であるという結論も出たのであります。したが、免許の条件が整わないために、今日まで延びたことは御承知の通りであります。従いまして私は第一番に、広義の意味における放送の定義から見ましても、テレビジョン放送は、やはり公共性を本質とする公社組織において放送を行うことが妥協だという見解を持つからであります。もう一つは、御承知のように一般放送にしても、テレビジョン放送にしても、われわれは日本の文化財として、あるいは科学の発展に伴う大きな進歩の形態として、全国民に聴取せしめるように努力をしなければならぬ。そのために国家の直接監督における公共放送が、全国民を対象とする場合には最も妥協である、経営の形態の面から考

えるからであります。第三には、そういうことで認めるならば、受信料の問題であります。これは公共放送として、広告収入及びその他の収入を得ることのできない組織になつておりますから、受信料の徴収はやむを得ないものと考えられるのであります。従いまして、本案件の内容とする受信料並びに事業計画に基づく予算等についても、承認をしなければならぬ。以上の理由で、われ／＼は賛成をいたします。

以下、条件を申し上げます。御承知のように受信料を徴収しなければならぬ組織になつてゐることは明らかであります。これはできるだけ軽減をはからなければならぬものであります。なぜかと申し上げますならば、さきに申し上げた通り国民全体を対象として、文化の恩恵の役割を果すということにあるのであります。から、できるだけ国民大衆の負担を軽くするということは常に考えなければなりません。そのために一番必要なことは、ややともすれば諸外国より遅れているといわれる技術の研究が、一番重点に考えられなければなりません。技術の研究の結果、かりに規格が統一されるということがもたらされるならば、受信料の軽減等は、またその面から考えられて来るのであります。この点を私は条件の第一として考えたいのであります。そうなつて参りますと、今までの議論の中で、やはり外国との関係、ドルとの関係等が真剣に論議をされたことは明らかであります。従つてできるだけテレビジョン放送並びに全体の放送を通じて、輸入を少くすることによつて、技術を進展させる

ということがまた必要になつて参りますので、これは真剣にひとつ考へていただきたいと思ひます。

さらに第二の条件といたしましては、文化的使命を完全に果たすこととともに、公共性を失つては、公社としてのテレビジョン放送は成り立たないのであります。から、あくまでも文化的使命と公共性の保持については、十分の注意を払つていただきたいと思ひます。

第三の条件は、御承知のように独立採算制がとられておる組織の上に立つて事業を行うのであります。から、独立採算をいかにしてとるかということについては、十分な研究をしていただきたい。いやしくも一般放送の犠牲においてテレビジョン放送がなされるということのないように、テレビジョン放送はテレビジョン放送で独立採算のできるように、十分な考え方をしたいだきたいと思ひます。

第四の問題であります。これは特に郵政省として真剣に考へていただきたいのは、ただいま条件の点や理由の点で申し上げたように、やはり独立採算と公共性ということが中心に考えられて参ります。いかにして独立採算制を保持するかということになります。現在の全体の放送からながめてみましても、国際放送の拡充等もあると思ひますが、国際放送等を行う場合も、やはり協会の負担と政府の負担と二本建になつております。従つて国家的目的を中心とする国際放送及び国家的目的を持つ放送等についての一切の費用は国が負担をして、協会の独立採算制を可能ならしめるように特段の努力をはかつていただきたい。これが私の条件であります。

件であります。以上の観点から、本案件に賛成をいたします。

○樺本委員長 山田長司君。

○山田委員 ただいま議題になつております放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるの件について、社会党を代表して、意見と希望を申し上げます。テレビジョンの文化性につきましては、いままさ／＼が事新しく申し上げるまでもないこととあります。しかしながら日本の現状を検討いたしますと、一合十七万円ないし二十三万円もする機械が、そうたやすく一般化するということとはな／＼困難であると思われまします。そこでこの点に十分考慮を払ふ必要がある。また受信料の問題につきましても、私たちは二十四百円という年額の支払いというものは、相当困難に考えられる。そこで公共性の問題につきましても、今日までのNHKの公共性の問題を見ますと、われ／＼が知つてゐる範囲において、料金をとれないはずであるにもかかわらず、かなり料金がとられておる。こういう事実を私たちは知つております。こういう点について、この公共性の問題につきましても、十分に料金の低廉化を目ざされたいということを、第一番目の問題として申し上げます。

第二の問題として申し上げます。これは、受像機の問題であります。これにつきましても、許可されてもかなり困難が伴うであろう。過日米の討論の様子をいくつか検討いたしますとき、通産省と郵政省との間において、何かまだ明確にされてないものがある

のじやないか。こういうことを過日來から察知するのであります。こういう点において、この文化性から考慮されて、通産省との間にいてできるだけ円滑なる発展を考へていただきたい。

なお外貨の問題その他につきましても、先ほど来の委員の申されたことによつて、私の申し上げたいと思ふことは言い尽されておるのであります。外貨の問題等について相当困難のあることが察知されるのであります。この点につきましても郵政大臣においては十分検討されて、この趣旨を十分に了とされたいと思ふのであります。こ

ういう希望意見を申し上げて、賛意を表する次第でございます。

○橋本委員長 これにて討論は終局いたしました。

放送法第三十七條第二項の規定に基づき、国会の承認を求めの件について採決いたします。本件に承認を与へるべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○橋本委員長 起立議員。よつて本件は、政府提案通り承認を与へるべきものと決しました。

なほお諮りいたします。本件に関する報告書につきましても、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議ないと認めまして、さう決します。

○橋本委員長 次に、去る十一日本委員会に付託になりました電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まず提

案理由の説明を求めます。高瀬郵政大臣。

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案

電話設備費負担臨時措置法（昭和二十六年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「支払わなければならない」を「支払う外、加入電話及び電話取扱局の種類（政令で定めるものを除く。）ごとに六万円以内において政令で定める額の債券（日本電信電話公社法（昭和二十七年法律第二百五十号）第六十二条第一項の規定により発行する電信電話債券であつて、郵政省令で定めるものをいう。以下同じ。）を引き受けなければならない。」に改め、同条第二項中「支払」の下に「又は債券の引受」を加える。

第二条中「同項の規定による支払をした者又はその承継人」を「加入契約が効力を失つた際における加入者」に改める。

第三条第一項中「支払わなければならない」を「支払う外、加入電話及び電話取扱局の種類（政令で定めるものを除く。）ごとに四万円以内において政令で定める額の債券を引き受けなければならない。」に改め、同条第二項中「支払」の下に「又は債券の引受」を加える。

第六条の次に次の一条を加える。

（債券引受の免除）

第六条の二 日本電信電話公社は、公益上必要がある場合その他郵政大臣が定める事由がある場合において、

郵政大臣の認可を受けたときは、第一条第一項の加入申込をした者又は第三条第一項の加入者に対し、これらの規定による債券の引受を免除することができる。

附則

この法律の施行期日は、公布の日から起算して一月を超えない期間内において、政令で定める。

○高瀬郵政大臣 ただいま議題となりました電話設備費負担臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

日本電信電話公社の補正予算につきましては、ただいま国会において御審議願つているところであります。建設資金財源の一部として、二十億円の電信電話債券が計上せられております。政府といたしましては、重要施策中に、経済基礎の発展の一施策として、電信電話の拡充を取上げたのであります。が、わが国の復興を促進し、現下の熾烈な電話に対する要望にこたへるため、電話拡張資金をできる限り増加し、急速に電話設備の拡張をはかることが急務と考えられますので、従来認められておりました拡張資金以外に、臨時措置として、利用者負担等の方法による債券の特殊引受けの道を新たに開かんとするものであります。

本法案のおもな内容を申し上げます。加入申込者に対しましては、電話取扱局の級別に従ひ、六万円以内において、政令で定める額の債券を引受けさせることとする。また、戦災電話、いわゆる焼け電話の復旧工事を完了したときは、その加入者に対して電話取扱局の級別に従ひ、四万円以内に

おいて、政令で定める額の債券を引受けさせることとするのであります。なお公益上必要がある場合、その他郵政大臣が定める特別の事由がある場合は、債券の引受けを免除することができるといたしております。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決せられますよう御願いいたします。

○橋本委員長 本案に関する質疑は、次回にこれを行うことにいたします。

○橋本委員長 なお電気通信事業に関する日程を追加して、審議を進めるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○橋本委員長 御異議なしと認め、さう決します。原茂君。

○原（茂）委員 郵政大臣も時間がないようです。日程の追加でございます。簡単に希望と善処をお願いいたします。にとどめたいと思ひます。

御承知の電通の現在の執務状態でございまして、公社側は今日おいでになつておりますが、おそろく詳細な報告が郵政大臣のお手元には行つていゝことと存じます。御承知のように東京におきましては中央電報局、あるいは東京市内電話局を中心にして、六大都市と県庁所在地の中小都市まで合せまして四百四十局が、すでに約三割から五割、麻痺状態に入つておることは、おそろくお手元に報告が行つておるものと存じます。かつて電通その他が違法闘争という体形をとりまして、実は組合の指示に従つて、完全な闘争体形がとられなかつたわけでありまして、今回に限つては、昨日私は現地を視察して参りましたが、まづ一人

の脱落者もなく、完全にこの違法闘争の趣旨が徹底いたしております。まづスイツチその他におきましても、働くことにおいては、一人々々完全な働き方をしております。その場所が曲の抜けたように、ぼつん／＼と執務員が抜けております。これだけでも相当の執務停滞になるのでございまして、なお各地方の中都市におきましてもこれに同調いたしまして、すでに三割しほつておりますので、実際には昨夜あるいは今朝に、電話あるいは電報を利用しようとしたとしても、非常に不便を感じる状態になつております。きよう、あすもこのままに放任しますと、年末を控えて、おろく半分以上が完全に麻痺状態になるというやうな状態になつておると思ひます。こんな一糸乱れず、組合員の違法闘争が展開できるようにしたのも、電通に関する限りは、調停案をのんで、民主的に、かつてないこのベース・アップ問題の解決をはかりうとする、非常に建設的な意見を組合側が率先主張したにもかかわらず、やはりかつての例に漏れず、最後のどん詰まりで行つて初めて解決するといつたやうなところへ、政府側はかつて追い込んでいた。逆に組合従業員諸氏は大きく奮起いたしまして、それならば完全にやるぞという体形を今度初めてとつたわけでありまして、かつて見ざるほどの、一糸乱れない、いわゆる違法闘争、規正闘争体形が持たれておりますので、わが国における一般大衆に與える影響は、年末繁忙の際に、非常に憂慮すべき事態にあると私は考へます。一日も早くこの詳細な実態を把握されまして、公社側と御相談の上で、これがあ

まり長く続かないよう、きょうにでもあすにでも早期に解決せられますように、郵政大臣がこれを新しい事態として取上げて、閣議に提案せられるよう、一段の御努力を要請申し上げたい。かような意味で発言いたしましたわけでありました。

○高橋国務大臣 ただいまお話がありましたような事情でありまして、何とかして早く解決しなければならぬと私も考えております。そして公社の側ともいろいろ相談もいたして、目下検討中であります。まだ具体的な結論には達していませんが、できるだけ早く検討をして、解決をいたしたいものと考えております。

○山田(長)委員 これは郵政大臣に一応お願いしたいと思うことですが、地方農村その他において、ラジオの五十円の徴収というものが非常にびしくとられていて、金があつて乗りまわしている自動車にすえつけられているラジオについては、全然聴取料が考えられていないじゃないか、こういうことを私最近聞いたのです。この点について郵政省はどういう取扱いをするか、ちよつと似たいのです。

○長谷政府委員 ただいまの御質問につきまして、私から御答弁させていただきます。この聴取料の徴収と申しましたように、法律上から申しますと受信料でございますが、日本放送協会のほう放送を受け得るような設備をしておるものは、受信料についての契約を放送協会と結ばなければならぬ、こういうことに定められておまして、受信料は、国会でその年度の収支予算を御審議になる際に、収支予算とともに御認め願う、こういう建前になつておる

わけでありまして。なおこの受信契約を結ぶに際しましては、たとえは公共の種の病院であるとか、あるいは公共を目的とした公民館であるとか、図書館のようなどころ、あるいはまた盲人のようなどころであるとか、そういう方々で、公共的に考えまして、受信料を免除する制度ができております。これは郵政大臣の認可を得て、協会が定めておるわけでありまして。その契約条項の中に、どういふ単位ごとに受信料の契約をするかということが定められておるものであります。その契約条項によりまして、一軒の家に、同じ世帯であるならば、二個持つておつても三個持つておつても、一軒として数える、こういう考え方になつております。そういう意味で、自動車に備えつけてあります。ただいま御質問の点は、その一世帯の中にすでに契約が成り立つておるならば、それが単に動いておるといふふうな見方をとりまして、一軒の中に含まれて処理をされております、そういう状況でございます。

○山田(長)委員 一軒という法的根拠をどういふ点に置かれるかという点でございます。自動車は一軒の家にどこまでいる性質のものではなくて、自動車自体が毎日動いておるわけですから、こういう金があつて、備えつけておる自動車に対する聴取料の問題は、新たに規定してさしつかえないものかと私は思ふのですが、その点どうお考えですか、伺いたいと思ひます。

○長谷政府委員 今のお話の点は、たとえばボータブルのようなものは、先ほど申し上げましたように一軒に二台、三台あつても、そのうちの一台がボータブルになつておるようなものも一単位の契約で済ましておられます。但し初めから場所が違つておるに設けられておるものは、別の契約単位として考えることになつております。自動車の問題につきましては、多少疑問の点もありますが、協会で実際に徴収漏れがあるかどうかは、私どもの方も調べさせていただきたいと思ひておりますが、先ほど来申し上げましたように世帯別に考えて行つて、一世帯でたいて二台、三台持つておつても、これは契約上一単位と見ておる、こういう考え方になつております。

○山田(長)委員 自動車の場合に、一世帯であるかどうかはわからないけれども、とにかく今の都下における自動車の状態というのは、実は私各地で調べたのです。ところが家にあるかないかは別としても、とにかく東京中に何十万台あるかわかりませんけれども、これがほつてあるというところは、実にけしからぬと思ひます。それで農村において、あるいは養老屋の、それをしては、備えつけたその日からでも、三人も五人もかわり番に催促に行つておるという点に置かれるか、自動車の対してはちつとも催促して来ないという状態は、許すことのできない点だと思ひます。この点について、私はほんとうにはつきり法をこしらへるべきだと思ひます。そうでないと、一軒の家に三つ許す、四つ許すといつても、一軒という限界の問題が出て来ると思ひます。場合によれば一日のうち、ほとんど全部が外へ出ておつて、放送のキャッチをされておる、こういうことが考えられると思ひるので

す。この点についてもつと明確な説明がほしいと思ひます。

○高橋国務大臣 ただいまのお話のような事情があると思へば、むろん十分調査して適当な処理をしなければならぬと考えております。今のお話のような点につきましては、十分よく調査をし、研究をして、適当な処置をすることにいたしたいと思ひます。

○山田(長)委員 どういふ調査をされるのかわかりませんが、新しい規定を設けたいと思ひます。そういう点についてどういふお考えをお持ちですか伺いたいと思ひます。

○長谷政府委員 お答え申し上げます。郵政大臣が認可を与えております日本放送協会の受信契約条項に基いて、協会が漏れなく徴収を行つておるかどうかということをやまず調べたいと思ひます。なおただいま御指摘のような問題について、契約条項の変更を必要とすることが認められました場合は、そのように指導したいと考えております。

○山田(長)委員 一世帯という考え方について、自動車が一軒の家から出てくる場合における考え方は、一世帯と見なすのかどうか、その考え方を一応伺いたいと思ひます。

○長谷政府委員 私の記憶がもし間違つていませなければ、外へ出ておる、あるいは営業に使つておるといふ場合には、別に考えることになつておると存じております。なお詳しいことは調査いたしました上、その対策等も考えて御報告申し上げたいと思ひます。

○山田(長)委員 よろしゅうございませう。

○橋本委員長 次回は公報をもつてお

知らせいたします。

本日はこれをもつて散会いたします。

午前十一時五十五分散会

〔参照〕

放送法第三十七条第二項の規定に基き国会の承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕